

伯耆町農作業用冷却作業服等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、伯耆町農作業用冷却作業服等購入補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、伯耆町補助金等交付規則（平成17年伯耆町規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、伯耆町に住所を有する販売農家等（以下「補助事業者」という。）が熱中症を予防するために購入する冷却機能付き作業服等（以下「冷却作業服等」という。）の購入経費の一部を補助することにより、農地の利用を図る担い手となる補助事業者の生命を守り、農地の保全、管理を図ることを目的とする。

(補助対象)

第3条 補助事業者となる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 次のアからエのいずれかに該当する個人（ただし、第2号から第3号に掲げる者のいずれにも属していない者に限る）

ア 経営耕地面積が30 a 以上の者

イ 作付面積が次のいずれかの面積以上の者

露地野菜15 a、施設野菜350㎡、露地花き10 a、施設花き250㎡、果樹10 a

ウ 飼養頭数が次のいずれかの頭数以上の者

繁殖牛1頭、肥育牛1頭、搾乳牛1頭

エ 申請前1年間の農業生産物の総販売額が50万円以上の者

(2) 生産組織（集落営農組織含む）

(3) 法人（農業生産を営む者に限る）

2 前項第2号及び第3号に掲げる者は、以下「法人等団体」という。

(補助対象となる冷却作業服等)

第4条 補助対象となる冷却作業服等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 空調作業服 電池で駆動し作業服内の空気を循環させることができる機能を有する電動ファンが装着された又は装着可能な作業服及び空気循環に必要な機器一式のことをいう。

(2) 水冷式作業服 作業服内のチューブに冷水又は冷却剤を循環させることにより体温を下げる機能を有する作業服及び作動に必要な機器一式のことをいう。

(3) 冷却機能付き作業服 作業服内に保冷剤又は冷却剤を格納し体温を下げる機能又は電源を入れることで作業服に取り付けられた金属等の温度が変化することにより、体温を調整する機能を有する作業服及び作動に必要な機器一式のことをいう。

(補助金の交付)

第5条 町は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 第3条第2号又は第3号に該当する者が、当該法人等団体において使用する者を特定せず、当該法人等団体の財産として管理することを目的に冷却作業服等を購入する場合は、当該法人等団体の農業に専ら従事する者の人数の範囲内で、5人を上限として交付するものとする。

3 本補助金の額は、補助対象経費の額（仕入控除税額を除く。）に別表第5欄に定める率を乗じて得た額と、同表第4欄に定める額と同欄に定める率を乗じて得た額のいずれか低い額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、伯耆町農作業用冷却作業服等購入補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）に同申請書兼実績報告書兼請求書に定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査する。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定及び交付額の確定を行い、伯耆町農作業用冷却作業服等購入補助金交付決定兼確定通知書及び却下通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

3 第1項の場合において、町長は、補助金交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができるものとする。

(補助金の返還等)

第8条 偽りその他不正の手段により補助金の交付をする旨の決定を受けたときは、町長は、補助金の交付をする旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別

に定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示による補助金の対象は、令和8年4月1日以降に購入した農作業用冷却作業服等とする

別表

1 対象事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助対象経費上限額	5 補助率	6 補助回数
冷却機能付き作業服等	① 個人 伯耆町に居住し、伯耆町の住民基本台帳に登録されている農業者 ② 伯耆町に主たる事務所のある法人等団体	3 補助対象経費 次のものを購入するときに必要な経費 (1) 空調作業服 ・ 作業服本体 ・ 電動ファン及びファンカバー ・ 駆動用電池 ・ 接続用コード ・ その他使用にあたり必要と認める機器等 (2) 水冷式作業服 ・ 作業服本体 ・ 駆動用電池 ・ 接続用コード (3) 冷却機能付き作業服 ・ 作業服本体 ・ 保冷剤又は金属素子 ・ 駆動用電池 ・ 接続用コード ・ その他使用にあたり必要と認める機器等	①個人(※1) 1人につき20,000円 ただし、認定農業者、準認定農業者(地域計画の担い手)は、3人まで ② 法人等団体(※2) 農作業従事者1人につき20,000円(※5人まで)	1/2	1人・団体につき1回のみ

※1 要綱第3条第2号に該当する者で団体が購入する者を取りまとめ交付申請を行う場合の補助対象経費上限額は、①個人として取り扱うものとする。この場合において交付申請兼実績報告兼請求をするときは、様式第3号を添付すること。

※2 要綱第3条第2号に該当する者で法人等団体が使用する者を特定せず団体の財産の財産とすることを目的に購入する場合、又は同条第3号に該当する者が該当する。